

(略)

東京都監査委員	鈴木章浩
同	小山くにひこ
同	茂垣之雄
同	後藤靖子
同	小粥純子

令和 6 年 6 月 1 7 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、郵便料金が配達証明より安価な特定記録郵便等でも郵便追跡サービスの利用により郵便物の追跡が可能であるのに、都が、行政不服審査法に基づく審査会への諮問の通知書面等（以下「本件各書面」という。）を配達証明による郵便物として差し出したこと（以下「本件行為」という。）は、本来必要のない郵便料金を発生させたものであることから、違法、不当であり、その損害補填等を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

請求人が指摘する配達証明とは、日本郵便株式会社（以下「本件会社」という。）が郵便約款により実施する郵便物の特殊取扱とされ（郵便法（昭和 2 2 年法律第 1 6 5 号）第 4 4 条第 1 項）、書留（書留の取扱いにおいては、本件会社において当該郵便物の引受けから配達に至るまでの記録をするものとされる（同法第 4 5 条第 1 項））とする郵便物

についてするものとし(同法第44条第3項)、本件会社において、当該郵便物を配達し、又は交付した事実を証明するものとされる(同法第47条)。また、請求人が指摘する特定記録郵便とは、郵便物の特殊取扱であって、本件会社において郵便物の引受けについて記録し、送達するものをいうものとされる(同法第44条第2項、郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第26条第2項第2号)。

ところで、予備的調査によれば、本件各書面は、公文書の全部を開示しない旨の決定等に対する審査請求があった場合において審査庁が東京都情報公開審査会に諮問をした旨の通知(東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第22条第1号)、並びに処分庁等から弁明書の提出があったときは、審査庁がこれを審査請求人に送付しなければならないこと(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項、第29条第5項)及び審査請求人が当該弁明書に対して反論書を提出することができ、審査庁が反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならないこと(同法第9条第3項、第30条第1項)に関する通知である。

このように、本件各書面の送付は、法律や条例に基づく審査請求手続の一環として行われるものである。そして、審査請求人に主張(反論)する機会を確保する等の審理の公正性・透明性を確保する観点から、審査請求人に対し確実に到達されるべきものであるなどとして、都が、これを郵便物として差し出す際、本件会社において配達し、又は交付した事実の証明が必要であると判断し、配達証明による取扱いを選択した本件行為は、特段不合理な行為であるとは言えない。

この点、確かに、郵便追跡サービスは、本件会社のホームページにおいて問合せ番号を入力すれば当該郵便物が届け先に配達されているか調べられるものとされていることからすれば、請求人が指摘するとおり、配達証明によらずに、特定記録郵便等の取扱いによっても当該郵便物の追跡は可能であると言える。

しかしながら、上記のとおり、特定記録郵便は本件会社において郵便物の引受けについて記録し、送達するものであり、書留は本件会社において当該郵便物の引受けから配達に至るまでの記録をするものであり、いずれも、配達証明のように、本件会社において配達等の事実の証明がなされるとの規定はない。そして、「地方公共団体の執行機関には、行政目的の決定及び同目的達成のための手段の選択について一定の合理的な裁量が認められているから、決定された行政目的及び同目的達成のために選択された手段に裁量権の逸脱又は濫用がない限り、他の手段を選択したとしたらより少ない支出で済んだとしても、選択された手段実施に伴う支出につき地方自治法2条14項、地方財政法4条1項の違反は生じない」(福岡高等裁判所平成15年8月20日判決)ことからす

れば、本件行為について、裁量権の逸脱又は濫用があり違法であることを摘示しなければならないところ、請求人の主張は、郵便料金が配達証明より安価な特定記録郵便等でも郵便追跡サービスの利用が可能であると述べるにとどまる。その他、本件行為について違法又は不当についての主張、疎明は見当たらない。したがって、本件請求は、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。